

## 若者の社会的自立と家族

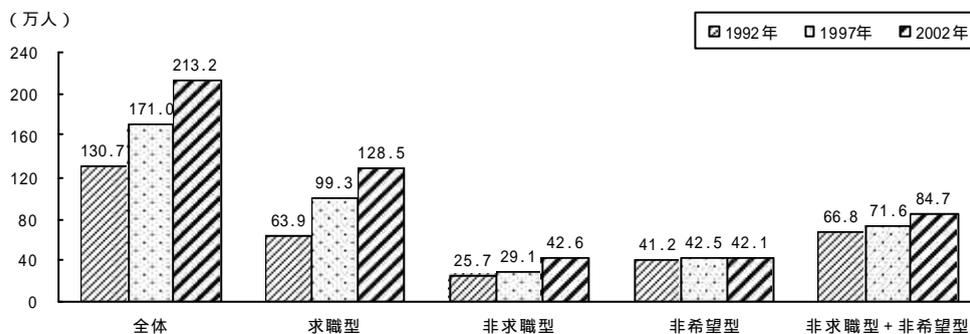
北村 安樹子

## &lt; 増加する若年無業者 &gt;

近年、若者の働き方や生き方に対する社会的関心が高まっている。日本で若者の失業や不安定就労が社会問題として認識されたのは2000年になって以降のことであり、その後、「若者自立・挑戦プラン」をはじめ、若者の職業的自立に向けた各種支援が行われてきた。加えて最近では、いわゆる「ニート」など、社会との接点を失った若者の存在への問題意識から、職業的自立を含めたより包括的な支援の方向性として、若者の社会的自立に向けた取り組みの必要性も議論されている（内閣府『若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告』2005年6月）。

若年無業者については、統計上の制約などから、政府の公式発表でも官庁により定義や推計値が異なっているが、たとえば「就業構造基本調査」を用いた内閣府の推計では02年で213.2万人とされる（図表1）。これは、同年代の人口比で6.3%を占め、10年前の3.7%、5年前の4.9%から増加傾向にある。また、就業希望や求職行動の有無によって類型化した場合、就業希望をもちながらも求職活動をしていない「非求職型」および就業希望を表明していない「非希望型」の若年無業者は、合わせて84.7万人を占める。前者の38.0%、後者の70.1%は就業経験をまったくもたない若者である。

図表1 若年無業者（通学、有配偶者を除く）とその内訳の推移



注1：総務省（旧総務庁）統計局「就業構造基本調査」を特別集計

注2：若年無業者とその類型についての定義は以下の通り

若年無業者（通学・有配偶者を除く）

：高校や大学などに通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない、15歳以上35歳未満の個人

（予備校や専門学校に通学している場合も除く）

求職型：若年無業者（通学・有配偶者を除く）のうち、就業希望を表明し、求職活動をしている個人

非求職型：若年無業者（通学・有配偶者を除く）のうち、就業希望を表明しながら、求職活動をしていない個人

非希望型：若年無業者（通学・有配偶者を除く）のうち、就業希望を表明していない個人

資料：内閣府『青少年の就労に関する研究調査』（2005年7月）

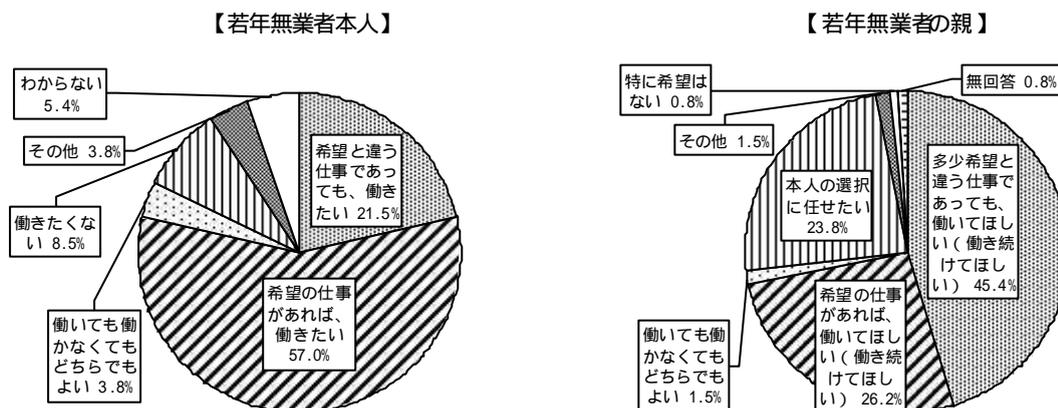
## &lt; 若年無業者とその親の就職に対する意識 &gt;

若者の職業的自立が困難になっている状況は、若者本人だけでなく、その家族にもさまざまな影響をもたらしている。内閣府が6月に発表した『青少年の社会的自立に関する意識調査報告書』は、満15歳

～29歳の若者とその保護者を対象とする意識調査の結果をまとめたものであるが、この調査は若者の自立支援政策を考える上で次の2点で画期的である。1つは、若者を従来のように年齢や学齢による区分で分断することなく、生活の諸分野を広く横断的にとらえた大規模調査であること、もう1つはこれまで定量的に把握することの難しかった無業の若者とその保護者の意識を明らかにしたこと、である。

この調査では、無業の若者とその親に、就職に対する意識をたずねている(図表2) これをみると、若者自身の回答でもっとも多かったのは「希望の仕事があれば、働きたい」(57.0%)で、「希望と違う仕事であっても、働きたい」(21.5%)がこれに続いている。一方、親の回答では「多少希望と違う仕事であっても、働いてほしい(働き続けてほしい)」(45.4%)がもっとも多く、「希望の仕事があれば、働いてほしい(働き続けてほしい)」(26.2%)と、「本人の選択に任せたい」(23.8%)がほぼ同水準でこれに続いている。

図表2 若年無業者とその親の就職に対する意識



注1：親子双方から回答を得られた160人についてそれぞれ集計

注2：親への設問の選択肢にはこのほか「働かないでほしい」(0.0%)がある

資料：内閣府『青少年の社会的自立に関する意識調査報告書』(2005年6月)

#### < 若年無業者の就労意欲と親心 >

この結果について、マスコミ等では「働く意欲が低い子どもと働いてほしい親」という単純な構図で親子の意識のギャップを強調する論調もみられた。しかし、この結果からは、別の視点もみえてくる。

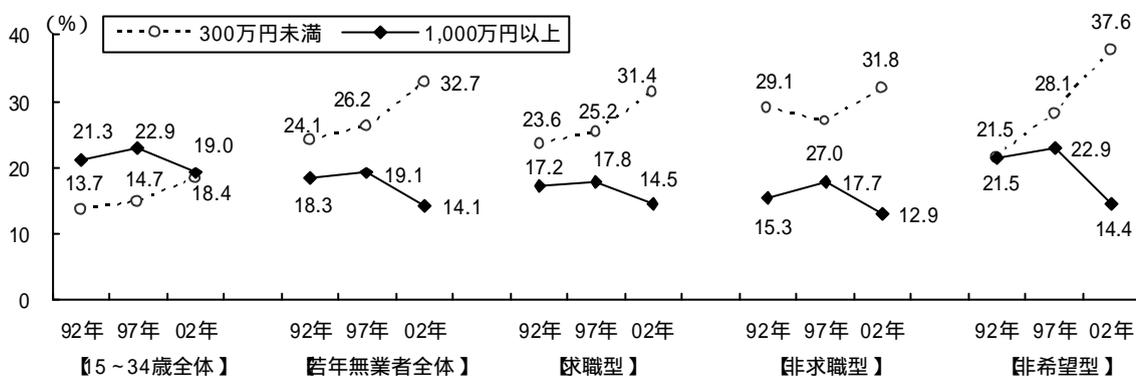
1つは、この調査で回答した若年無業者の8割弱が、何らかの形で働きたいと考えているという点である。確かに大半は「希望の仕事であれば」という条件つきであるが、無業の若者には、働く意向をもつ者も少なくないことを認識しておく必要がある。もう1つは、多少希望と違う仕事であっても働いて(働き続けて)ほしいと答えた親と、仕事内容や就労そのものに関し、あくまで子どもの意思選択を優先する姿勢を示している親がほぼ同じ割合ということである。ここには、子の自立を必ずしもせかすことなく、それまでの試行錯誤を見守りたいと考える親が少なくないという事実とともに、自立するまでの子を支えられる親と、支えられない親、という悲しい分断があるようにもみえる。

### < 若年無業者の世帯年収 >

この点について、内閣府が発表した先の報告書ではさらに踏み込んだ分析が行われている。図表3は、若年無業者世帯の世帯所得について、年収300万円未満の割合と年収1,000万円以上の割合を示したものである。これをみると、同年代の全体の傾向に比べて、若年無業者世帯では年収300万円未満の世帯の割合がかなり高い上、その伸び率も著しいことがわかる。また、逆に、年収1,000万円以上の割合をみると、同年代の全体傾向に比べて若年無業者全体ではその割合が低く、下降傾向も著しい。

若年無業者には親元を離れて生活している人もいるが、その多くは親と同居している。これらの状況を合わせると、若年無業者の就職をめぐる先の調査結果は、子の就職に対する親の価値観だけでなく、子の生活を支える、親自身の生活状況とも無関係ではないと考えられる。

図表3 若年無業者世帯の世帯所得（年収300万円未満、年収1,000万円以上の割合）



資料・注：図表1に同じ

### < 若者のライフコースの多様化と親子同居の意味 >

学校を卒業し、就職して結婚、出産という、画一的なライフコースをたどる若者は減少し、就職や結婚をはじめ、それらの1つ1つの出来事が不確実な時代を迎えている。そのなかで、「子の人生は子の問題」として親が割り切れるかどうかは、親の価値観の問題だけでなく、親自身の経済状況に直結するテーマになろうとしている。とりわけ同居などの形で、親が子の生活に深くかかわっている場合には、子が自立するまでのプロセスや期間が、親自身の生活設計にいつそう大きな影響を与えることになる。

就職や結婚をめぐり、若者の生き方が多様化しているという現実が、若者がより多くの選択肢と、より長い試行錯誤の期間を手にした結果であるとはかぎらない。選択の機会や、十分な試行錯誤の期間をもてない若者、そして自立を迎えるまでの若者を支えたくても支えられない家族が増加している可能性もある。若者のライフコースの多様化がその家族と社会にもたらす影響について、さらに慎重に議論を深めていく必要があるだろう。